



特集

平成30年著作権法の一部を改正する法律について…… 2

——柔軟な権利制限規定の整備——

韓国における実演家の
レコード公演権を巡る近時の動向…… 4

77ラ ニュース

VOL. 89

JUL. 2018

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

集中化は新たなフェーズに

Shiina Kazuo

芸団協CPRA権利者団体会議 委員
一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN 理事長 **椎名和夫**

音楽や映像などの作品が利用される「場面」が爆発的に拡張し続ける中で、そうした「拡張」に相応しい対価が果たして権利者に戻っているのか？ということなどを常々考えてしまう。

音楽を例にとれば、作品に紐づく権利については、権利者の属性に応じて「著作者」はJASRAC、「レコード製作者」は日本レコード協会、「実演家」はCPRAがそれぞれ集中的に権利処理を行う形がおおむね定着しているが、それぞれが「利用の場面」ごとに構築している徴収分配のためのモデルは、「場面」が変わってステークホルダーが変わる都度役立たなくなり、そこであらためて「交渉」「合意」「モデル構築」という具合に、「場面」に応じて一定の人的、物的コストが発生する。もともと、権利処理の集中化が進んできた背景には、個々の権利者では負うことができないコスト部分を共通化するとの観点があったと思われるが、今後は更なる集中化や効率化が求められることが必至であるように思う。その意味で、もはや4年前の出来事になってしまいが、クラウドサービスの権利処理方

法を検討していた文化庁・著作権分科会の場において、日本レコード協会の呼びかけにより、JASRAC、日本レコード協会、CPRAの三者による「音楽集中管理センター（仮称）」が提案されたことは、極めて画期的な出来事ではなかったかと思う。

例えば、音楽の権利処理を行う上で必要となる「データ」ということを考えてみた場合に、まずは、どの作品が、どこで、どれだけ利用されたかについて、その実態の捕捉が必要となる。これをプレイリストと呼んでいるが、さらに、個々の作品に関する情報、すなわち作品において、誰が、どのような権利を持っているのかを網羅したデータが必要となる。これをトラックリストと呼び、これらふたつのリストが揃ってはじめて音楽の権利処理業務は可能となる。こうしたデータは、音楽の権利処理において権利者の属性に限らず共通する必須要素であり、属性に応じた項目を整理するなどした上で、収集、管理のプロセスを完全に共有すれば、一定のコスト削減が見込まれる部分である。

もちろん、わが国における著作者、レ

コード製作者、実演家の権利処理のそれぞれは、背景や歴史的経緯、集中化の進捗状況等も全く異なり、すぐさまこれらをひとつに束ねていくことはなかなか困難であるといわざるを得ないが、海外に目を転じればすでにさまざまな動きが始まっている。

海外においては、レコード製作者と実演家の団体が「ジョイントソサエティ」として一元化され、協働して権利処理を行う形がごく一般的であるが、加えて、ロンドンに本拠を置くKobalt社に代表される「エージェント」と称される営利企業が、権利者へのより手厚いサービスなどを武器に、EU域内各国の伝統的な徴収分配団体を尻目に、国籍や属性等を越えた権利者との委任契約を取り付けて存在感を増しつつある実態もある。一概には言えないが、こうした傾向が既存の徴収分配団体への不満の受け皿となっているとの見方もあるようである。

外部要因もあって「音楽集中管理センター（仮称）」はいまだに実現していないが、この先数年間、われわれがいったどこに手をつけなければならないか、見えてきたような気がする。

平成30年著作権法の一部を改正する法律について

——柔軟な権利制限規定の整備——

去る5月18日、「著作権法の一部を改正する法律」が成立した。著作物等を利用するためには、権利者から許諾を得ることが原則であるが、一定の場合には、権利が制限され、許諾を得ずに利用することができる。今回の著作権法改正の大きな柱のひとつが、この権利制限に関する「柔軟な権利制限規定の整備」である。

法改正に至る経緯

2017（平成29）年2月、文化審議会著作権分科会「法制・基本問題小委員会」は、柔軟性のある権利制限規定の整備の在り方などについて中間まとめを行った。中間まとめに対しては意見募集が実施され、芸団協CPRAからも意見を提出した^{*1}。その後、法制・基本問題小委員会は報告書を取りまとめ、著作権分科会での議論も踏まえ、同年4月に『文化審議会著作権分科会報告書』がとりまとめられた^{*2}。

この報告書では、「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」として、技術革新により、AIやビッグデータの活用など著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じていることを踏まえ、新たな利用形態に柔軟に対応できる権利制限規定を検討した。報告書では、制度設計の在り方として、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて、「著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型（第一層）」、「著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（第二層）」及び「公益的政策実現のために著作物の利用促進が期待される行為類型（第三層）」という三つの「層」に分類し、「第一層」及び「第二層」について、柔軟性のある権利制限規定を整備するとした。

具体的には、コンピュータの内部などで行われる著作物のコピー等のように著作物の表現の知覚を伴わないケースなど、権利者の利益を害しない行為

について幅広く権利制限の対象とすることや、著作物を検索するサービス等のために著作物を部分的に表示することなどについて権利制限規定の整備を行うと提言している^{*3}。

柔軟な権利制限規定の概要

この報告書の提言を踏まえ、「著作権法の一部を改正する法律」は「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」、「教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備」、「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備」及び「アーカイブの利活用促進等に関する権利制限規定の整備等」を大きな柱としている。法律案は、2018（平成30）年2月23日に閣議決定された後、国会に提出され、4月17日に衆議院を通過し、5月18日に参議院で可決、成立した。

今回の著作権法改正では、報告書にいう「第一層」及び「第二層」に該当するような、現行の権利制限規定を包含しつつ、新たなニーズに関わる利用にも対応できるよう、より包括的な三つの権利制限規定、すなわち「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」（新30条の4）、「電子計算機における著作物の利用に付随する利用等」（新47条の4）及び「電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等」（新47条の5）との柔軟な権利制限規定を新たに設けている（図）。

〔著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（新30条の4）〕

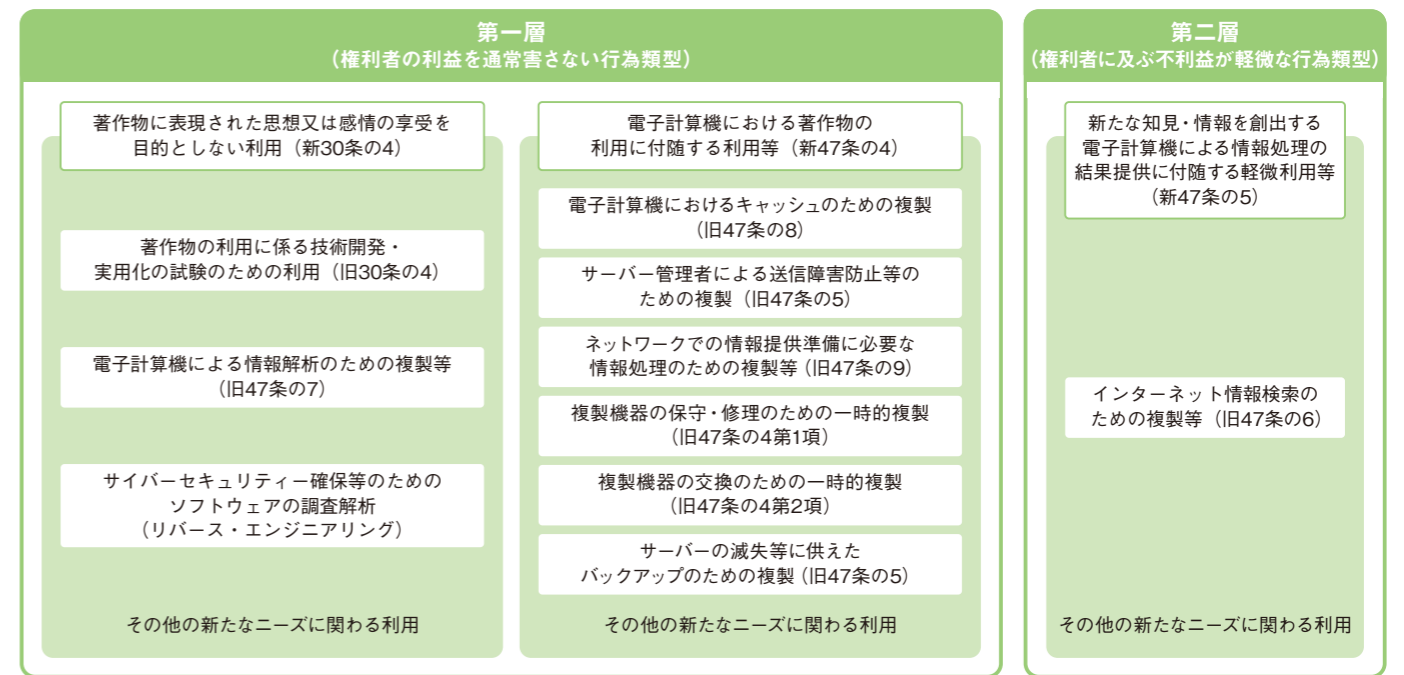
これまで権利制限として認められていた著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用（旧30条の4）及び電子計算機による情報解析のための複製等（旧47条の7）に加えて、著作物の表現について人の知覚による認識を伴うことなく著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合など著作物に表現された思想又は感情を享受し又は享受させることを目的としない利用について、必要と認められる範囲において、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用できるとした。ただし、著作物の種類及び用途並びに利用態様に照らして著作権者の利益を不当に害することとなる場合には対象とならない。

〔電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（新47条の4）〕

ひとつは、電子計算機におけるキャッシュのための複製（旧47条の8）、サーバー管理者による送信障害防止等のための複製（旧47条の5）及びネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等（旧47条の9）といった著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合について、必要と認められる範囲において、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用できるとした。

もうひとつは、複製機器の保守・修理のための一時的複製（旧47条の4第1項）、複製機器の交換のための一時的複製（旧47条の4第2項）及びサーバーの滅失等に供えたバックアップのための複製（旧47条の5）といった著

図：柔軟な権利制限規定のイメージ



作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合である。このような場合、必要と認められる範囲において、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用することができるとしている。

いずれの場合においても、著作物の種類及び用途並びに利用態様に照らして著作権者の利益を不当に害することとなる場合には対象とはならないとしている。

〔電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（新47条の5）〕

電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用に資する行為を行う者は、公衆に提供等された著作物について、インターネット情報検索のための複製等（旧47条の6）のほか、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定める行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれかの方法によるかを問わず、利用（軽微利用に限る）を行うことができる。ただし、当該著作物の

公衆への提供等が著作権侵害を知りながら軽微利用を行う場合や、当該著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合には対象とならない。

このように新たに整備される三つの柔軟な権利制限規定は、著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送及び有線放送の利用にも準用されている（新102条1項）。

今後について

「著作権法の一部を改正する法律」は、「教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備」を除き、2019（平成31）年1月1日より施行される。

今回の著作権法改正には附帯決議がなされている。すなわち、「著作物の利用行為の適法性が不透明になり、かえって利用を萎縮する効果が生じたり、法の理解が十分浸透しないために誤解による著作権侵害が助長されたりすることによって、表現の自由の侵害がおき、著作物の創造サイクルが壊されることのないよう、権利者や関係団体の意見も十分踏まえたガイドライン

の策定など、必要な対策を講ずること」^{*4}や「現在想定し得ない新たな技術等で、著作物の軽微利用を行う必要があるものが開発等されたときは、第47条の5第1項第3号に掲げる政令について、幅広い学識経験者、権利者、インターネット事業者、開発者等の意見のバランスも考慮しつつ速やかに定めるよう努めること」^{*5}について、政府及び関係者は特段の配慮をすべきとしている。

今回の著作権法改正によって、権利侵害や、不当な著作物や実演の利用が助長されることのないよう柔軟な権利制限規定が運用されることを望みたい。

（著作隣接権総合研究所 君塚陽介）

*1：詳細は「柔軟性のある権利制限規定について～法制・基本問題小委員会が中間まとめを発表～」CPRAnews84号2頁以下（2017年4月号）を、ご参照下さい。

*2：報告書全文は文化庁ウェブサイト（http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashin_gikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf）をご参照下さい。

*3：文化庁長官官房著作権課「著作権法制の当面の課題について」NBL1113号45頁以下（2018）

*4：平成30年5月17日参議院文教科学委員会附帯決議。平成30年4月13日衆議院文部科学委員会でも同旨の附帯決議がなされている。

*5：平成30年4月13日衆議院文部科学委員会附帯決議。平成30年5月17日参議院文教科学委員会でも同旨の附帯決議がなされている。

韓国における実演家のレコード公演権を巡る近時の動向

獨協大学法学部准教授
張 睿暎

韓国における実演家のレコード公演権の内容

韓国では、2009年の著作権法改正（法律第9529号2009.3.25一部改正2009.9.26施行）で、「販売用音盤（レコード）」の公演（演奏）に対する実演者（実演家）補償金請求権が新設された（76条の2）^{*1}。権利行使の方法等は、デジタル音声の送信に対する補償金請求権（76条）を準用している（76条の2第2項）。韓国著作権法上の「実演者」（2条4号）の排他的財産権は本人が直接行使するか、代理・仲介・信託等の委託で行使できるが、補償を受ける権利は、政府が指定する補償金受領団体を通じてのみ行使可能である。

「販売用レコード」の意味に関しては、著作権法に定義規定がなかったため、その解釈に関しては従来から争いがあり、実演家やレコード製作者は「有償譲渡を目的に製作されたレコード」と広く解釈する一方、放送事業者やライブ公演事業者などの利用者は、「市販目的で製作されたレコード」と狭く解釈する傾向であった。

裁判所において「販売用レコード」の意味が争われた事案として、韓国音楽著作権協会（KOMCA）が大手コーヒーチェーン店スターバックスコーヒーを相手取って公演補償金を請求したものがあつた。韓国大法院（最高裁判所）は、世界各国の支社で再生するために米国本社からの注文により製作され、各支社に有償で譲渡された本件CDは、著作権法29条2項所定の「販売用レコード」に該当しないと判断した（大法院2012.5.10宣告2010ダ87474、上告棄却）。

また、大手百貨店が売場用有料音楽配信サービスと契約して、ストリーミン

グ方式で伝送される音楽を売場に流す行為が、著作権法76条の2第1項、83条の2第1項でいう「販売用レコード」を「使用」して公演したものとして公演補償金を支払うべき行為に該当するかが争われた事案で韓国大法院は、「販売用レコード」には、どのような形態であれ、販売を通じて取引に提供されたレコードがすべて含まれ、「使用」には販売用レコードを直接再生する直接使用だけでなく、販売用レコードをストリーミング等の方式で再生する間接使用も含まれるとして、有料音楽配信サービスによる売場での音楽再生も「販売用レコードの公演」にあたること判断した（大法院2015.12.10宣告2013ダ219616）。

本判決を受けて、著作権法が改正（法律第14083号2016.3.22一部改正2016.9.23施行）され、①レコードの定義に「音をデジタル化したものを含む」と追記し、既存の「販売用音盤」（商業目的で公表された音盤（商業用レコード）」に修正（2条1項5号、21条）することで、デジタルで音楽が利用される環境変化を反映した。また、②文化体育観光部長官が著作権信託管理業者等（集中管理団体）に対して、使用料及び補償金の統合徴収を要求できる

とし、著作権信託管理業者等が正当な事由なく履行しない場合には課徴金を賦課できるようにした（106条、109条）。利用者が音楽関連4団体へ別々に使用料等を納付するようになっていたがために生じていた権利者と利用者間の紛争に対応するために、最大4つの権利者団体に各々納付していた著作権使用料と補償金を、一つの団体または事業者が納付できるようにする改正である。

実演家のレコード公演に対する補償金請求権の対象拡大と統合徴収制度の開始

統合徴収の根拠を設けた前述2016年の著作権法改正を受けて、同年9月には著作権法施行令が改正され（大統領令第27503号2016.9.21一部改正2016.9.23施行）、統合徴収方法の詳細が定められた。①文化体育観光部長官は、レコードを使用して公演する者から使用料を受ける著作権信託管理業者や補償金受領団体に統合徴収を要求する場合、統合徴収の業種・主体・対象・期間及び徴収周期（月別・年別）等を具体的に記した書面で行うとし、②統合徴収を要求された著作権信託管理業者

図1：対象業種と統合徴収団体

区分	第1類型	第2類型
分類基準	売場音楽サービスを使用しない業種	売場音楽サービス*使用業種
対象業種	[8業種] カラオケ、キャバレー（クラブ）、スナック、ダンス教室、ダンスホール、エアロビクススタジオ、総合運動場（公認競技場）、コンサートホール	[14業種] 競馬・競輪・競艇、ゴルフ場、スキー場、航空機、船舶、列車、ホテル、コンドミニアム、カジノ、遊園施設、大型スーパー、百貨店、専門店、ショッピングセンター
統合徴収団体	(社) 韓国音楽著作権協会	13売場音楽サービス事業者（サービスを使用しない営業場に関しては韓国音楽著作権協会） ※売場の業種・業態・雰囲気に合わせて背景音楽（BGM）を提供する音楽配信サービス

等は、他の著作権信託管理業者、補償金受領団体、または指定を受けた統合徴収団体（売場音楽サービス事業者）に徴収業務を委託できるとし、徴収業務を受託した者は、徴収周期（毎月または毎年）ごとに、徴収が終わってから60日以内に精算結果を通知するようにし、③著作権信託管理業者及び補償金受領団体が、委託手数料を支払う場合には、著作権者やその他の関係者から受け取った手数料からこれを支払うとし、著作権者や関係者から別途の委託手数料を受け取ってはならないという内容である。

2017年8月には、著作権法施行令が改正（大統領令第28251号2017.8.22一部改正2018.8.23施行）され、著作権者及び著作隣接権者の公演権・補償金請求権行使の範囲が拡大された。①著作権法施行令11条1号、3号、6号を改正し、音楽使用割合が高く、営業における音楽の重要度が高い飲食店（ビアホール、コーヒージョップ等）、総合スポーツ施設（フィットネスクラブ、スポーツジム等）を徴収対象に追加し、②大規模店舗（「流通産業発展法」上の面積3,000㎡以上の店舗）のうち、既存施行令11条で除外されていた複合ショッピングモール、その他の大規模店舗（伝統市場は除外）を追加する内容である。

前述2016年の著作権法改正で導入された統合徴収制度（106条）は、2017年4月1日から開始された。文化体育観光部は、著作権法106条及び同施行令51条の2に基づいて、著作権使用料・公演補償金の納付義務のある22業種を対象に、図1のように統合徴収団体を指定した（施行期間2017.4.1～2018.12.31）。

レコード公演の使用料徴収規程の改正と公演補償金の今後

前述の2017年8月の著作権法施行令11条の改正で、ビアホール、コーヒージョップ、スポーツ施設等までに公演権の範囲が拡大されたことに伴い、2017年11月には、「韓国音楽著作権協会（KOMCA）」と「共にする音楽著作人協会（KOSCAP）」の使用料徴収規程の改正案が提出され

図2：月額公演使用料の額

等級	営業許可面積	月額公演使用料（韓国ウォン）		備考
		飲食店	スポーツ施設	
—	50㎡未満	免除	免除	農漁村地域の町単位では、1等級ずつ下げて適用（1等級は除く）
1	50㎡～100㎡未満	2,000	5,700	
2	100㎡～200㎡未満	3,600	11,000	
3	200㎡～300㎡未満	4,900	14,400	
4	300㎡～500㎡未満	6,200	18,500	
5	500㎡～1,000㎡未満	7,800	23,200	
6	1,000㎡以上	10,000	29,800	

た。まず、文化体育観光部ウェブサイトでの意見募集及び韓国著作権委員会の審議を経て、音楽権利者団体（韓国音楽著作権協会、共にする音楽著作人協会）と、韓国百貨店協会、売場音楽サービス提供業者、韓国フランチャイズ産業協会、韓国外食業中央会など利用者団体との利害を調整し、最終的な公演使用料額を策定した。

文化体育観光部は、2018年3月26日に使用料徴収規程の改正案を最終承認した。これにより、音楽権利者団体は、2018年8月23日から当該施設で商業用レコードが再生される場合、公演使用料を受けられる

今回の使用料額に対して、音楽権利者団体は、海外の使用料額より低いため、向上に調整が必要であるとコメントし、利用者団体は、追加で公演使用料を払うのは、零細事業者の負担になり、場合によっては、信託管理外の音源を使用するか、音楽を一切使用しない可能性もあるとコメントしている。

改正徴収規程によると、飲食店（ビアホールやコーヒージョップなど）は売場規模（50㎡未満は免除）により、月2,000ウォンから10,000ウォン（KOMCA徴収規程7条9号）、スポーツ施設は月5,700ウォンから29,800ウォン（KOMCA徴収規程7条10号）で著作権者分の公演使用料を

支払うことになる（図2）。これら業種は、文化体育観光部の実態調査で、「営業において音楽が占める比重が大きい」と判断された。音楽の重要度が低い飲食店やコンビニは除外されている。

また、「流通産業発展法」上の面積3,000㎡以上の大規模店舗のうち、今まで百貨店と大型スーパーのみ徴収されていたのが、複合ショッピングモール、その他の大規模店舗（伝統市場は除外）も、月8万ウォンから130万ウォンの公演使用料を支払うことになる（KOMCA徴収規程12条）。

これら公演使用料とは別途、実演家やレコード製作者への公演補償金も課される。著作隣接権者への補償金は通常、著作権者の使用料の5～8割ほどで策定されるが、具体的な金額はまだ定まっていない^{*2}。今回の公演権の範囲拡大に伴う具体的な公演補償金の金額に関しては8月の施行までに決まる見込みである。

なお、2016年の韓国音楽著作権協会の公演権使用料（国内）徴収額は、410億ウォン、新たに音楽著作権信託管理業者となった共にする音楽著作人協会の徴収額は、247億ウォンであった。一方、レコード製作者の商業用レコードの公演補償金額は、15.6億ウォン、実演家の公演補償金額は、14.1億ウォンであった^{*3}。

*1：2013年までの状況に関しては、張睿暎「韓国における実演家の権利と保護—現状と課題」芸団協CPRA編『実演家概論—権利の発展と未来への道』346-372頁（勁草書房、2013年）を参照。
*2：文化体育観光部の著作権使用料徴収規程承認公告（2018.3.26）においては、「公演使用料と公演補償金を含むと、飲食店は公演使用料・補償金を合わせて月4,000ウォンから20,000ウォン、スポーツ施設は月11,400ウォンから59,600ウォン払うことになる」と予測しており、公演使用料と公演補償金を同額として推算している。
*3：「著作権統計（第6巻／通巻第7号）」99頁（韓国著作権委員会、2017年11月）。

TPP関連法を改正する法律等の動向について

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」が、参議院で審議中だ（6月21日現在）。

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は、アメリカが離脱したため、発効の目途が立たなかったところ、アメリカを除く11カ国で「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11）が、新たに締結された。これに伴い、著作権法の一部改正も含まれるTPP関連法の施行日を、TPPが日本について効力を生じる日から、TPP11が効力を生ずる日に改正する。TPP11は、6カ国批准後、60日で発効するが、6月13日に国会で既に承認されており、

政府は早期の発効を目指している。著作権法の一部改正の内容は、次のとおりである。

- 著作物、実演及びレコードの保護期間延長
- 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- アクセスコントロールの回避等に関する措置
- 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与
- 損害賠償に関する規定の見直し

実演後50年から70年に保護期間が延長される実演は、TPP関連法の施行日の前日において著作隣接権が存する実演が対象となる。実演の保護期間延

長の実現のために、TPP11の早期発効とTPP関連法の速やかな成立・施行が望まれる。

また、6月8日には、文化庁の所掌事務に文化に関する基本的な政策の企画・立案や推進に関する事務を加える文部科学省設置法の一部を改正する法律が、参議院において可決、成立している。衆参それぞれの所管委員会では「文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、『文化省』の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること」との附帯決議もなされている。同法は、平成30年10月1日より施行される。

（著作権隣接権総合研究所 君塚陽介）

2018年度SCAPR総会開催

去る5月15～17日の3日間、フランス・パリにてSCAPR（実演家権利団体協議会）総会が開催され、海外徴収分配委員会からは安部委員長、椎名副委員長、内海委員、見上委員が、事務局からは三田分配業務部長、小島海外業務課長の6名が参加した。

本総会では、来年度の予算案及び会員異動についての審議のほか12名中3名の理事の改選やGDPR（EU一般データ保護規則）の施行に伴うIPD（実演家データベース）利用規約の改正などが行われた。

昨年度設置されたデータベース委員会がIPDやVRDB（作品データベース）の簡単なシステムの改良やメンテナンスを担当することによりアウトソーシングの費用を極力抑えたことが功奏し、来年度はSCAPR、IPD、VRDBいずれの予算も今年度より減額が提案され、全会一致で可決された。

会員についてはアジアの団体で注目すべき異動があった。まずPRISM BERHAD（マレーシア）が過去2年間会費を未納のうえ電話や電子メールでの照会にも一切対応しないことから、理事会より会員資格はく奪が提案され、採決の結果、全会一致で可決、即日付で除名となった。

また本年12月までにIPD及びVRDBへの参加が不可能となったFKMP（韓国）が正会員から賛助会員に格下げとなった。このほか

AARC（アメリカ）も同様に賛助会員へ格下げとなりPRISK（ケニア）が退会するなどしたため、会員数は正会員43、賛助会員17の合計48か国60団体に減少する結果となった。

なお来年度総会は5月にブラジル・サンパウロで開催することが決定した。また今回SCAPR総会に参加したアジアの団体、芸団協CPRA（日本）、FKMP（韓国）、ISRA（インド）、RPM（マレーシア）の全参加者が総会終了後に一堂に会し、今後のアジア地域の強固な連携協力体制の構築について合意した。

まずは今秋FKMP主催で「アジア地域権利管理団体フォーラム（仮称）」を開催し、上記以外のアジア地域の団体も招聘し、適正な権利処理すなわちシステム整備、データ管理、徴収・分配についてのノウハウを共有し、アジア地域全体の底上げを目指すこととなった。芸団協CPRAとしてはアジアにおける権利管理の先駆者として、団体育成により一層努力していきたい。

（分配業務部海外業務課 小島京古）



総会の模様

平成29年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について

6月25日に芸団協総会が開催され、平成29（2017）年度事業報告・決算が承認された。平成29年度実演家著作隣接権センター（CPRA）事業の概要について報告する。

1. 平成29年度徴収・分配実績

①徴収実績

平成29年度の徴収総額は、概ね横ばいとなった（前年度比99.3%）。二次使用料等（録音使用料及び送信可能化使用料含む）の徴収額は、NHKや地上波民放局の放送関連収入の増収などの影響により増加した（前年度比101.6%）。一方で、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、音楽ストリーミングサービスの成長に伴い、CDレンタル市場の縮小が進んでいることから、減少した（前年度比87.7%）。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなっている。

送信可能化使用料について、放送と通信が連携するサービスが続々と開始しており、徴収実績が増加する傾向にある。放送番組の配信サービスに対応するべく、管理事業が円滑に行われるよう努めている。

今後も、放送事業者等との協議の中で、商業用レコードの使用についてルールを定めつつ、金額の取り決めを

行い、徴収を進める予定である。

②分配実績

国内分配のうち、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音使用料、送信可能化使用料、私的録音補償金について、例年同様管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行った（総額7,558百万円）。分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めた。

③海外業務

19団体から25百万円の徴収を行い、30団体に377百万円及び19のエージェントに66百万円の分配を行った。また、新たに4団体と協定を結び、協定締結国は31か国40団体となった。

2. 法制・広報業務

①著作権・著作隣接権を巡る課題の解決に向けた活動

著作権分科会をはじめとする関係省庁等の会合における議論に積極的に参加するとともに、意見表明を行った。
・知的財産推進計画2018の策定に向けた意見を提出（2018

年2月15日）

②『CPRA news』の発行、ウェブサイトの運営

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を年4回発行した。また、ウェブサイトを運営し、CPRAの業務概要、実演家の権利等について情報を発信し、より分かりやすく、使いやすいサイトとするため、機能や内容の見直しを行った。

③著作権・著作隣接権制度の普及啓発事業への協力

関係団体等の活動に協力し、講師の派遣や国内外から研修生の受け入れ等を行った。



JICA研修生の受け入れ（2017年8月31日）

図1：平成29年度徴収額の内訳（徴収総額：8,595百万円）

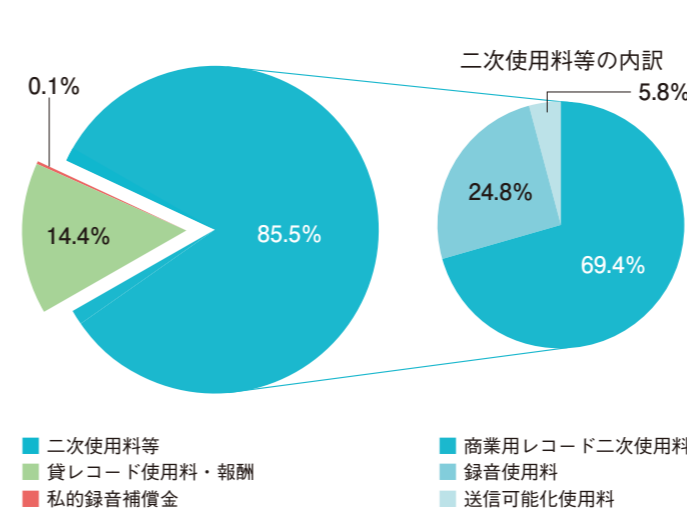
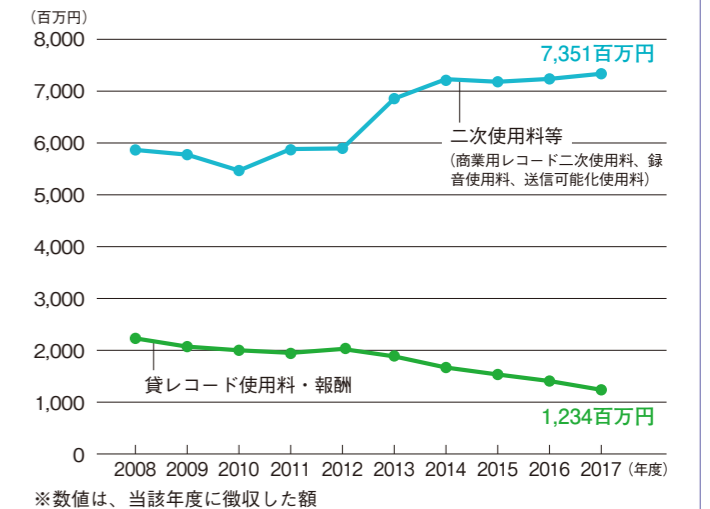


図2：レコード実演に関する徴収額の推移



金井文幸

芸団協CPRA運営副委員長
一般社団法人日本音楽制作者連盟常務理事

■ 著作権分科会の動向について

6月8日、今期第1回会合となる文化審議会著作権分科会（第51回）が開催された。道垣内正人委員（早稲田大学教授）が分科会長に選出。今国会で成立した著作権法の一部を改正する法律等の説明の後、今期の審議事項及び小委員会の設置が決定された。前期同様に、「法制・基本問題小委員会」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」の三つの小委員会を設置されることになった。

また、6月15日には、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第1回）が開催され、椎名和夫芸団協常務理事／CPRA運営委員が委員として出席した。末吉互委員（弁護士）が主査に選出され、これまでの議論を振り返るとともに、私的録画における補償すべき範囲などについて議論が行われた。今後もクリエイターへの対価還元の在り方について、私的録画に係わる補償すべき範囲の整理や対価還元的手段について議論するほか、前期の議論を踏まえた私的録音に係る対価還元についても具体的な制度設計に向けた議論を進める予定である。

■ 『知的財産推進計画2018』が決定

6月12日、知的財産戦略本部が開催された、『知的財産推進計画2018』が決定された。社会状況の進展を考慮して、新たに取り組むべき、または強化すべき施策を重点事項として取り上げている。

著作権法に関する施策には、ブロックチェーン（分散型台帳）等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組み構築のための検討、リーチサイトに対応する法案提出に向けた必要な措置、柔軟性のある権利制限規定の整備に伴うガイドラインの策定、音楽分野におけるコンテンツの権利情報を集約化したデータベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業、著作権に関する普及・啓発などが盛り込まれている。ま

た、「クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる」ともしている。

なお、『知的財産推進計画2018』の策定に向けては、芸団協CPRAから意見を提出している（CPRAnews 88号参照）。

■ Value Gap問題に関する勉強会を開催

6月20日、「レコードの利用形態に見る実演家の権利」について勉強会を開催した。主に委任権利者を対象として、昨年4月の第1回に続く、第2回の勉強会となる。

今回は、安藤和宏東洋大学法学部教授を講師に迎え、「YouTube等によるオンデマンド配信とValue Gap問題」をテーマに取り上げた。中井秀範CPRA法制広報委員長による挨拶の後、安藤教授の講演が行われた。パッケージから音楽配信にシフトしている音楽業界の現状を見たうえで、YouTubeのようなユーザーがアップロードしたコンテンツのストリーミングサービスを提供するサービスから音楽の権利者が得ている収益に不均衡を生じているとするValue Gap問題や、その原因として指摘されているセーフ・ハーバー条項を解説し、アメリカやEUにおける動向も取り上げた。デジタル・ネットワーク社会における実演利用の問題に解決の糸口を示唆するものとなった。活発な質疑応答も行われ、参加者の関心の高さが窺われた。



日本音楽事業者協会地下スペースにて開催

最近是一年を通して全国各地で音楽フェスが開催されています。私も5月26、27日に新木場・若洲公園で行われたメトロロック2018に遊びに行ってきました。2日間で3.2万人を集客して大変盛況なイベントとして定着してきています。

この若洲公園は以前から様々なフェスやイベントで利用されていて、私自身、十数年前から毎年1、2回は訪れています。早速、入場口で気づいたことがあります。フェスといえば、来場者が皆、会場内MAPと出演者が掲載されているタイムテーブルシートを覗き込む光景が目につかびます。ところが、会場案内もアーティスト出演順もフードコートの案内からグッズの紹介まですべてスマホアプリになってしまって、誰も大きな紙を広げるようなことはありません。また、当日はAbema TVで全アーティストの演奏が独占生中継されたため、メインステージから他のステージへの移動中も来場者はスマホから目が離せないようでした。

また、これまではフェスオフィシャルのTシャツやタオルを買うために、グッズコーナーに長い列ができるものと思っていましたが、ここ数年、事前のネット販売で入手し、会場入りするときにすでに身につけている人も増えてきました。グッズコーナーでは、電子マネー対応が進んでいて、販売側の心配ごとともネット回線の確保や雨風の電子機器への影響にまで及ぶようになりました。

しかし、この10数年間で最も大きく変化したことに気づきました。それは私がメインステージから中ステージまで移動に要する時間です。かつては3分程度で小走りに駆け抜けていたものですが、今や走ることもありません。ビールを片手にフラフラし、目当てのアーティストのオープニングに間に合わないことも。寄る年波ですね。

CPRA NEWS VOL.89 通巻89号 2018年7月1日発行
発行 / 実演家著作隣接権センター 編集 / 芸団協 CPRA 法制広報委員会 デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切に社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>